

バーチャルAIS航路標識による航行制限海域の明示について

概要

台風の接近等に伴い荒天が予想される場合、走錨等に起因する事故の防止対策として、海上交通安全法の規定に基づき、関西国際空港の陸岸から3海里（約5.5キロメートル）の範囲は船舶の航行が制限されます。

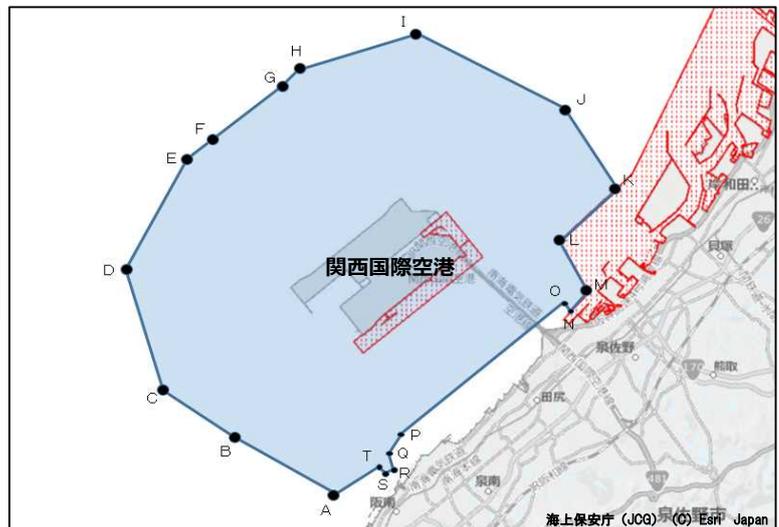
これに伴い、航行制限海域を視覚的に分かり易くするため、航海用レーダー等の画面上にシンボルマークを仮想表示させる「バーチャルAIS航路標識」により明示します。

※シンボルマークが表示されるのは、航行制限の開始日時から解除日時までの間であり、平時には表示されません。

関西国際空港周辺航行制限海域



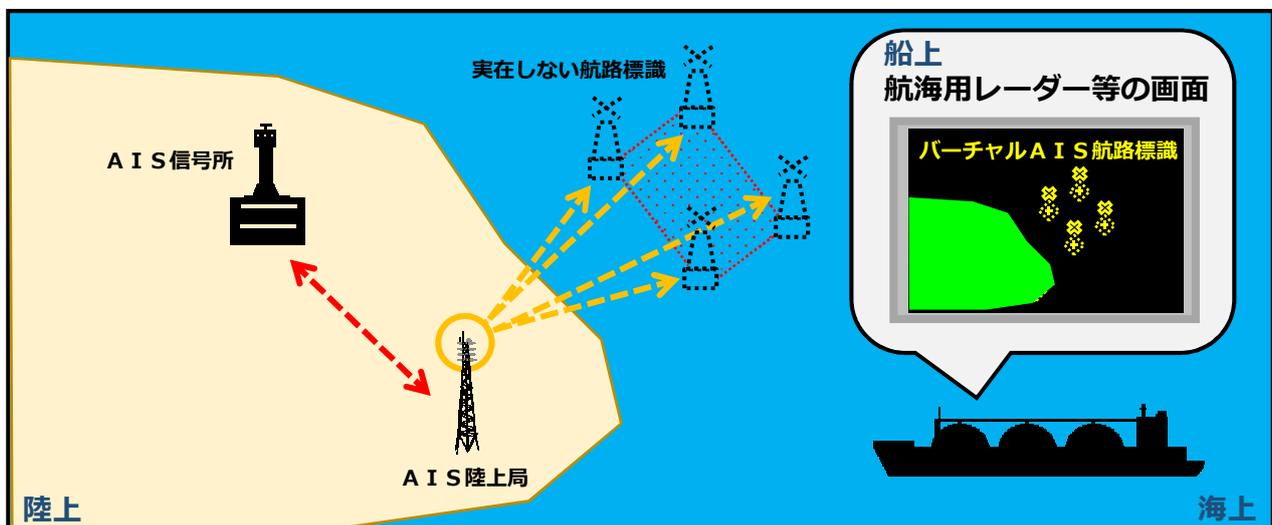
：航行制限海域 ：港域



※右図20点（A～T点）にバーチャルAIS航路標識が表示されます。

バーチャルAIS航路標識

実在しない航路標識を他の場所から表示するもの。



※AISを搭載していない船舶には、シンボルマークは表示されません。
また、表示されるシンボルマークは、船舶側のAISの機種によって異なる場合があります。